# 監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項及び八尾市監査基準第16条の規定により公表します。

令和4年11月29日

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 同 八 百 康 子 同 西 田 尚 美 同 大 野 義 信

記

# 1 定期監査

八尾中学校(夜間含む)、大正中学校、曙川中学校、上之島中学校、 桂小学校、南高安小学校、志紀小学校、高美小学校、長池小学校、美園小学校、大正北小学校

- 2 監査の結果に関する報告 別紙のとおり。
- 3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

## 4 その他

監査の結果に関する報告等については、市役所本館3階の情報公開室及び本市ホームページでも閲覧できます。

## 八尾市長 山本桂右様

八尾市監査委員 吉川 慎一郎

同八 百 康 子同西 田 尚 美丙大 野 義 信

# 監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

#### 1 監査の実施期間

令和4年5月30日から令和4年11月25日まで

## 2 監査の対象

八尾中学校(夜間含む)、大正中学校、曙川中学校、上之島中学校 桂小学校、南高安小学校、志紀小学校、高美小学校、長池小学校、美園小学校、大正北小学校

#### 3 監査の対象事項

令和3年度の財務事務等

## 4 監査の着眼点

財務事務等が条例、規則のほか、八尾市学校徴収金等取扱要綱等に基づいた各事務処理金銭等の台帳及び帳票類の整理、取扱現金の記帳・整理・入金等及び契約事務が適正かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

## 5 監査の実施方法

学校監査調書及び監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、必要に応じて関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

# 6 監査の結果

各学校の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、 注意又は検討を要するものなどが見受けられた。

#### 1 学校徴収金等に係る収入支出事務について

学校徴収金等は、教育委員会において適正かつ円滑な会計処理のために定められた八尾市学校 徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに基づき、各学校において事務処理が行わ れている。なお、以下の事項については改善に努めること。

- (1) 支出事務において現金を支出してから支払までの期間が長期となっているものや、収入事務において現金での保管が長期となっているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のために、現金を保管する期間が最小限となるよう事務処理を改めること。
- (2) 支出事務において、支払期日までに支払が完了していないものや業者からの請求から支払まで に期間を要したものが見受けられた。請求書受理後は、速やかに支出伺書を起票し決裁手続き を行い、支払を完了させること。
- (3) 資金前渡金を支出後、精算処理が遅延しているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のほか不要な現金の保管は公私混同しているとの疑義を招くおそれがあるので、精算時期到来後速やかに精算手続を行うこと。
- (4) 立替払により支出されているものが見受けられた。緊急処理を必要とするもの、その他のやむを得ない理由により立替払をした場合は、支出伺書においてその理由を明確にしておくこと。また、立替払の精算までに期間を要しているものが見受けられたので、立替払後は速やかに立替者に支払を完了させること。
- (5) 支出事務において、支出の根拠となる請求書に請求者の住所、氏名が空白になっているものや、領収書で購入物品の明細が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (6) 支出伺書の訂正において訂正印のないものや修正テープ等を用いているもの、また、校内会計 監査におけるチェックシート・報告書が鉛筆で記載されているものが見受けられたので、適正 な事務処理を行うこと。

#### 2 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に係る事務について

「子どもが輝く学校づくり総合支援事業」は、児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取組を支援し、魅力ある学校づくりを推進することを目的とした市からの受託事業であり、子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱等に基づき、事業完了後は事業実施報告書を支出明細書等の添付書類とともに市に提出することとされている。なお、以下の事項については改善に努めること。

- (1) 支出明細書において、支出の根拠となる領収書のただし書等に記載がなく、また、明細が添付されていないため、支出内容が不明で使用目的が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 事業実施報告書において子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱の引用条項が誤っているもの、支出明細書の記載内容が誤っているものや事業報告書提出後に事業実施しているもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 委託に付する条件は、事業実施についての証拠書類として、金銭出納帳、領収書その他の関係書類を整備するとともに、本事業の委託期間の末日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならないとされているが、一部関係書類の別保管が見受けられたので関係書類の散逸を防止する適切な保管に改めること。
- (4) 個人所有のクレジットカードによる決済や個人所有のポイントカードにポイントが付与されている等公私混同との疑義を招くおそれがあるものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

#### 3 八尾市学校体育施設開放事業に係る事務について

「八尾市学校体育施設開放事業」は、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、小中学校の体育施設を開放し、市民の使用に供することを目的とした事業で、市から各小中

学校に設置された学校体育施設開放運営委員会に委託されている。同運営委員会は、八尾市学校体育施設開放事業委託契約に基づき、各小中学校においてその会計事務を担い、事業完了後に収支決算書を含めた事業実績報告書を市に提出することとされている。なお、以下の事項については改善に努めること。

- (1) 委託契約書第5条において事業に係る費用が委託料の金額に満たない場合は、その差額の精算を行うものとされているが、委託料と支出額に差額を生じているにもかかわらず、市に提出された収支決算書には委託料と支出額が同額の決算として報告していたものが見受けられた。差額は繰越金として学校体育施設開放運営委員会に保管されていたので速やかに精算し、適正な事務処理に改めること。
- (2) 事業実績報告書と支出の根拠となる領収書を確認したところ、以下の事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
  - ① 体育施設開放事業の目的外である修学旅行反省会や宿泊学習反省会に支出されているもの
  - ② 謝礼金の支払において所得税源泉徴収事務が漏れているもの
  - ③ 個人所有のクレジットカードにより決済され、公私混同との疑義を招くおそれがあるもの
  - ④ 領収書の宛て名が受託者である学校体育施設開放運営委員会でないもの
  - ⑤ 領収書のただし書等に記載がなく支出内容が確認できないものや明細部分を廃棄している もの
  - ⑥ 領収書のないもの
  - ⑦ 領収日のないもの
- 4 修学旅行・林間学舎等関係事務について

修学旅行・林間学舎等は、教育委員会において適正かつ円滑な会計処理のために定められた八 尾市学校徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに基づき、各学校において事務処 理が行われている。なお、以下の事項については改善に努めること。

- (1) 修学旅行や林間学舎に係る業者選定や契約において、「八尾市学校徴収金取扱マニュアル」に記載されている手続が行われていないもの等が見受けられたので、それらの手続の適正化を図ること。
- (2) 修学旅行に係る代金の一部の前払において、その支出額が契約書に基づく前払金の上限額を超過しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (3) 修学旅行や林間学舎に係る代金を契約書に定める支払期日後に支払っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

# 総括

●子どもが輝く学校づくり総合支援事業について(学校教育推進課)

子どもが輝く学校づくり総合支援事業(以下「本事業」という。)は、各小中学校等が子どもの実態に応じた独自の取組により魅力ある学校づくりを推進するとともに、プログラミング教育をはじめとした新しい教育活動により、子どもたちの豊かな成長につなげるために必要な支援事業であると認識している。

今回の学校監査において、本事業終了後に提出された事業実施報告書等を確認したところ、一部購入物品の使用目的が不明で事業効果が確認できないものや、本来教育委員会事務局の予算(配当予算を含む。)で対応すべきと思われる支出等が見受けられた。

本事業については、平成 27 年度の包括外部監査で意見があり、令和 3 年度の教育委員会事務局の定期監査においても、「本事業の実施が、その目的である魅力あふれる学校づくりに合致するものであることを明確にするとともに、他の事務事業の単なる予算上の補完とならないよう、事務処

理を改めること。」と指摘したところである。

そのため、教育委員会事務局において事業報告書の内容が事業目的に合致しているかを適切に 精査するとともに、本事業の趣旨と予算執行の適正化について学校に対し周知徹底されるよう改め て申し述べる。

また、本事業は各学校長と市長との委託契約に基づき学校長が主体となって進める事業であることから、交付金事業など他の実施手法の見直しや本事業予算と事務局配当予算等との在り方についての再検討に努められたい。

## ●八尾市学校体育施設開放事業について(魅力創造部文化・スポーツ振興課)

八尾市学校体育施設開放事業(以下「本事業」という。)は、学校体育施設を有効に活用し、 地域活動のひとつとしてスポーツの振興、健康づくりの取組を進めるために十分有意義な事業であ ると考える。

現行の事業においては市長から各校の学校体育施設開放運営委員会への委託により実施し、各学校が事務局を担いながら事業展開をしているが、学校監査において、本年度も本事業の目的外の支出内容が認められたので、適切な予算執行に努めること。また、その執行内容が現行の実績報告書や収支決算書では確認できないため、適切な執行が確認できるような事務処理の見直しや事業手法の在り方について委託者である関係部局と協議・検討されたい。

# ●各学校における財務事務の執行について(教育政策課)

各学校における財務事務については、八尾市学校徴収金等取扱要綱や八尾市学校徴収金取扱マニュアル等(以下「要綱等」という。)に基づき、事務処理を行うこととされている。

今回の学校監査において、一部の学校で要綱等に記載されている手続等が行われていないものが見受けられ、これまでの学校監査においても同様の指摘を行ってきたところである。

現在、学校現場においては不審者侵入対策等の危機管理や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等、教職員の業務負担が質、量ともに増加、煩雑化しているものと考えられ、日々の財務事務の執行への影響が懸念されるところである。

さらに、学校給食については、文部科学省が「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」 を策定し、全国の自治体において給食費に係る事務の公会計化が進められている。

以上のような現状と課題を踏まえ、各学校における財務事務の執行については、徴収・管理業務の適正化・効率化、教職員の業務負担の軽減を図るために、各学校共通の業務処理システムの導入等について、他市事例の情報収集等を含めて研究・検討に取り組まれたい。